



みんなの一票大切に！

岐阜県議会議員選挙 投票日は4月10日(日)

4月10日(日)は、岐阜県議会議員選挙の投票日です。岐阜県の明るい未来をつくる大切な選挙に、みなさんそろって投票しましょう。投票日に投票できない方は、期日前投票をしましょう。

○投票できる方

① 平成3年4月11日以前に生まれ、平成22年12月31日以前から引き続き市内に住み登録をしている方。

② 高山市の選挙人名簿に登録されていて、平成22年12月10日以降に県内の他市町村に転出し、その市町村に引き続き居住している方は、高山市または現住所地の市町村長が発行する証明書を所持すれば市内の投票所で投票できます。

③ ①②の方に加え、平成22年12月3日から12月9日までの間に県内の他市町村に転出し、その市町村に引き続き居住し、期日前投票の

当日高山市の選挙人名簿に登録されている方は、高山市又は転出先の市町村長が発行する証明書を持参すれば、期日前投票ができます。

※②③の場合、新住所地の選挙人名簿に登録された場合は、新住所地での投票となります。

○投票所入場券

投票所入場券は、4月2日ごろ世帯ごとにはがきを郵送します。1枚のはがきに6人の有権者を連記していますので、シールをめくり、投票日には1人ずつ切り離して投票所まで持参してください。

なお、4月6日になっても入場券が届いていない場合は

ご連絡ください。

投票所は、投票所入場券に場所を示す地図を記載していただきますので、投票時間と合わせてご確認の上、お出かけください。

○期日前投票・不在者投票

投票日に仕事や旅行、出産の予定など、やむを得ない事情で投票できない方は、期日前投票ができます。投票は、4月2日(土)から4月9日(土)まで毎日できます。午前8時30分から午後8時までの間に、市役所または支所へお出かけください。

指定施設での不在者投票

病院等の施設では、不在者投票により投票ができます。郵便などによる不在者投票

障害者手帳をお持ちの方などで基準に該当する方は、自宅で投票することができます。また、郵便などによる不在者投票の対象者のうち、自分で投票等の記載ができない方は、あらかじめ届け出た代理人が記載できる制度もあります。

※これらの制度を利用するためには、あらかじめ、手続き

が必要ですのでお問い合わせください。

投票用紙を請求する場合は、投票用紙交付申請書と郵便投票証明書を4月6日(水)午後5時までに、市選挙管理委員会へ提出してください。

開票 開票は4月10日(日)午後9時30分から、市役所地下市民ホールで行います。有権者の参観は自由です。

なお、開票状況は、開票所内と市役所1階ロビーに表示するほか、市携帯版ホームページ(<http://www.city.takayama.lg.jp/ty/senkyo.html>)、パソコンでも閲覧可(「ヒッツFM」)、ヒットネットTVでもお知らせします。

※携帯電話の「メール配信サービス」の「選挙」登録ユーザーにも配信されます。

※開票状況などに関する電話での照会をご遠慮ください。

告示日にあたる4月1日(金)において立候補者数が定数内の場合は、選挙は行われません。

問合せ先

市選挙管理委員会
35-4677

■高山市選挙区(高山市と白川村) 定数2人

■立候補の受付

期日 4月1日(金)

時間 午前8時30分～午後5時

場所 市役所地下市民ホール